

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	木育推進事業 対象者：生後3か月の乳幼児健康診査時に藤岡市民として住民登録されている子ども 内 容：市産材を活用した積み木（30ピース）の贈与 問合せ：《森林課 森林政策係》 TEL：0274-40-2316（直通）
	遠距離児童、生徒通学費補助金 対象者：遠距離通学をしている児童生徒の保護者 内 容：通学距離が片道4km以上の児童、生徒（ただし、スクールバス利用者は除く） 自転車：月額240円×計算km（計算kmは4km以上を1、5km以上2、6km以上3）バス：実費を支給 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	藤岡市奨学金（貸与） 対象者：・市内に1年以上居住し、進学意欲と能力を有するが、経済的な理由により修学困難な者 ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、短期大学、専修学校（修学年数2年以上の高等専修学校及び専門学校）に在学中もしくは入学する者 内 容：毎月の貸与、貸与期間は正規の修業期間、無利子での貸与 【貸与金額（月額）】 ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校：20,000円以内 ・大学（大学院を除く）、専修学校（専門課程）：40,000円以内 問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）
	おたふくかぜワクチン接種事業 対象者：1～5歳までの接種希望者 内 容：1歳児の希望者については1歳児健診時に予診票を配布。5歳児については年長時にハガキにてお知らせし、接種希望者に市保健センター窓口で予診票の配布を行い、接種費用の助成を行う。 問合せ：《子ども課 母子保健係》 TEL：0274-40-2268（直通）
	すこやか教室 対象者：生後7か月児とその保護者 内 容：おすわりや話しかけに対する喃語の発声など、めまぐるしい発達過程にある乳児の良好な発達を促すため、子どもへの関わり方や支援サービスを周知することで、育児ストレスの軽減や養育環境の改善を目的として実施している。また、ブックスタート（絵本2冊を無料配布）も本教室時に行っている。 問合せ：《子ども課 母子保健係》 TEL：0274-40-2268（直通）
	藤岡市出産・子育て応援給付金事業 対象者：①妊娠届をした方で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている方。 ②出生届をした方で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている、子どもの養育者の方。 内 容：①伴走型相談支援：藤岡市に住民登録をしているすべての妊婦・子育て中の家庭を対象に、面談やアンケートを行い、困りごとや心配ごとに対して個別に寄り添った支援を行う（助産師・保健師による家庭訪問や産後ケアの提供、育児・個別相談等）。 ②給付金の支給：妊娠届・出生届をした方に①の面談やアンケートを行い、各現金5万円を支給。 問合せ：《子ども課 母子保健係》 TEL：0274-40-2268（直通）

類 分	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	防犯ブザー及び黄色帽子の支給
	対象者： 市内の小学校に入学した新入生(転入生を含む)。 内 容： 防犯ブザー及び黄色帽子を支給 問合せ： 《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	ヘルメット購入費補助
	対象者： 市内の中学校に自転車通学を許可された新入生（転入生を含む）。 ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。 内 容： 自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円(定額) 1人1回限り 問合せ： 《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	藤岡市看護師育成奨学金（給付）
	対象者： ・看護師を目指す者であって、経済的な理由により修学困難な者 ・市内に校舎のある大学（看護学部）へ入学予定であり、大学の学長が推薦する者 ・奨学金の給付を受ける者及び保護者が、市内に引き続き3年以上居住している者 ※奨学生は藤岡市奨学資金運営委員会において審査の上、若干人となります。 内 容： 毎月の給付、給付期間は正規の修業期間 【給付金額（月額）】 30,000円 問合せ： 《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）

類 分	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	藤岡市第2子以降学校給食費無償化等事業 対象者：第2子以降の児童又は生徒を養育している保護者など（①～③の全てに該当すること） ① 児童生徒、保護者などが藤岡市に住民登録があり、児童生徒が市内の小中学校、藤岡特別支援学校（高等部を除く）に通学していること。 ② 保護者などに学校給食費の滞納がないこと（納付誓約をしている場合を除く）。 ③ 国または地方公共団体などの負担で学校給食費の全部支給を受けていないこと。 ※生活保護費や就学援助費などにおいて、一部のみ支給されている場合、学校給食費の年額との差額分について無償化の対象とする。 内 容：対象者からの申請により、対象となる児童が、 ・市立学校在学の場合は、学校給食費を免除する。 ・市外の学校に通学している場合やアレルギーなどの理由で給食の提供を受けていない場合は、本市の給食費相当額を補助する。 問合せ：《教育委員会 学校給食センター》 TEL：0274-23-8998（直通）
	子ども福祉医療費助成 対象者：出生から高校生世代終了（18歳の年度末まで）。 内 容：医療機関で受診した際の自己負担額（1～3割）の助成を行う。 問合せ：《保険年金課 医療年金係》 TEL：0274-40-2259（直通）
住宅支援	勤労者住宅建設資金 対象者：市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者 内 容：・融資限度額 750万円 ・融資利率 2.5% ・融資期間 20年以内 ・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得 問合せ：《商工観光課 商工振興・企業誘致係》 TEL：0274-40-2318（直通）
	市営住宅の紹介 対象者：・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。 ・税金及び介護保険料を滞納していない方。 ・申込者は成人であること。（婚姻者は成人とみなします） ・同居を予定している親族がいる方。（要件次第では单身可） ・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など 内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/shieijuutaku.html 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326（直通）
	空き家バンク 対象者：・市内の空き家の売却・賃貸を希望する方 ・空き家の購入・賃借を希望する方 ・暴力団員等でない者 ○対象建物： ・建築基準法による違反する建築物としては正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など 内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/2016-0928-1408-176.html 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326（直通）

類 分	事業名 （対象者・内容）
住宅 支援	空き家リフォーム 対象者： ・宅地建物業者を介して売買で取得した日から起算して1年を経過していない補助対象住宅を取得した者で、当該住宅の補助工事を行う者 ・当該空家を生活の拠点とし、申請時に当該空家に住所を移してから1年以内、又は、実績報告までに住所を移す見込みの者 内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/akiyabank-reform.html 問合せ： 《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)
	ふるさとの木で家づくり支援事業補助金(転入者加算) 対象者： ・地域材を使って、補助の要件（※1）を満たす住宅を藤岡市内に新たに新築する者 ※1【主な補助の要件】 ①地域材を8㎡以上使用し、延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て住宅であること ②施工者が建築一式工事の許可を受けていること 等 ・暴力団員等でない者 ・補助の要件を満たす住宅を新築し、市外から藤岡市に転入する者 内 容： ・要件を満たす住宅に対し、地域材の使用量に応じて上限40万円まで補助します ・転入者に対しては、転入者加算として10万円を追加して補助します ・鬼石地域に転入する場合は、藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金により、さらに10万円を追加して補助する制度があります 問合せ： 《森林課 森林政策係》 TEL：0274-40-2316(直通)
住宅 支援	住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金 対象者： ・市内において、自ら居住する住宅に対象設備を設置しようとする者または居住実績のない市内の対象設備付住宅を購入し、自ら居住しようとする者 ・市税（転入者は、前住所地の市町村税）を滞納していないこと ・住宅の所有者・共有者が別にいる場合は、設置承認を受けていること ・年度の3月26日までに当該対象設備の設置工事を完了し、実績報告書を提出すること 内 容： ①太陽光発電システム（設備要件あり・下記蓄電システムと同時に設置すること） 太陽電池の合計出力×2万円（上限8万円） ②定置用リチウムイオン蓄電システム（設備要件あり） 太陽光発電システムとの同時設置の場合、蓄電容量1kWh×2万円（上限10万円） 単体設置の場合、蓄電容量1kWh×1万円（上限5万円） ③電気自動車等用充放電システム（V2H）（設備要件あり） 5万円 ※1,000円未満の端数は、対象設備ごとに切り捨て 問合せ： 《環境課 環境企画係》 TEL：0274-40-6244(直通)

類 分	事業名 （対象者・内容）
その他	創業者融資保証料補助金及び利子補給金 対象者：・市内での創業に要する資金（借換資金は除く）について、「群馬県」及び「日本政策金融公庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 ・主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税（市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税）を完納していること 内容：・保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額（変更により追加で支払うものを除く。） ・利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額（返済期日の遅延に係るものを除く。） ・申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。 問合せ：《商工観光課 商工振興・企業誘致係》 TEL：0274-40-2318(直通)
	藤岡市空き店舗等活用事業補助金 対象者：・対象地域（※1）の空き店舗等を活用して対象事業（※2）の営業をしようとする新規開業者（個人、法人） ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り ※2【対象事業】 小売業、飲食店（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く）、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項）の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他、市長が不適当と認める営業を行う者 内容：・賃借料補助 1出店者につき月額3万円（賃借料に2分の1を乗じて得た額以内）を限度とし、事業開始日の属する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 ・改修費補助 外装、内装および設備（水道、電気、ガス、空調）等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得た額以内（上限100万円）とし、一出店者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。 問合せ：《商工観光課 商工振興・企業誘致係》 TEL：0274-40-2318(直通)
	藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金 対象者：・鬼石地域に住宅を新築する者で、藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金転入者加算金の交付決定を受け、申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者 内容：・補助金額 1件10万円 問合せ：《鬼石振興課 鬼石振興係》 TEL：0274-52-3111